メジロの捕獲は 禁止されています!

福岡県では、平成24年4月1日からメジロの愛玩目的の捕獲は認めていません。

また、市町村長の飼養登録を受けていないメジロを飼う ことも禁止されています。違法に捕獲したメジロを飼養登 録することはできません。

メジロを飼養登録している方へ

- ・毎年、お住まいの**市町村で飼養登録の 更新を必ず**行ってください。
- ・メジロには、足環を必ず装着してください。





注意

福岡県では、警察と連携して取締りを行っています。

- 〇野鳥を違法に捕獲すると・・・ 1年以下の懲役又は100万円以 下の罰金刑に処せられる場合があ ります。
- 〇登録を受けずに飼養したり、違法 に捕獲した野鳥を飼養、譲渡する

6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



違反者を目撃された方は、下記へ連絡してください。

※ 福岡県環境部 自然環境課 野生生物係 20092-643-3367 違法捕獲を見つけた場合は、目撃現場から110番通報をお願いします。